

みえ森林教育ステーション整備支援事業実施要領

制定 令和3年8月23日 林研第123号
一部改正 令和5年4月 3日 林研第 25号

(目的)

第1条 この要領は、みえ森林教育ステーションの認定を受けようとする施設の整備に必要な支援の方法等について定める。

(申請の要件)

第2条 みえ森林教育ステーション整備支援事業の申請を行う者は、みえ森林教育ステーション認定要領（令和3年8月23日付林研第122号）に基づき認定を受けようとする者であって、支援を受けることにより、同要領第2条に規定する要件を満たすことが確実にあること。

なお、支援後は、速やかにみえ森林教育ステーションの認定を受けること。

(申請の手続き)

第3条 支援を受けようとする施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、事業申請書（様式第1号）に実施計画書（様式第2号）を添付のうえ、林業研究所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

- 2 所長は、前項の事業申請書及び実施計画書を受理したときは、その内容を審査し、前条の要件に適合していると認める場合は承認を行い、施設管理者に対し申請承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 所長は、前項の通知後、実施計画書に記載された希望する資材を施設管理者に貸与するものとする。
- 4 施設管理者は、貸与された資材を速やかに設置し、設置完了報告書（様式第4号）に設置完了がわかる写真を添えて、所長に提出するものとする。
- 5 所長は、前項の設置を確認したときは、確認通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 6 申請書の受付期間は毎年度4月1日から12月20日の期間とする。

(資材の貸与)

第4条 県は、実施計画書に記載されている希望の資材を下記の範囲で貸与するものとする。

- (1) 県産材の積み木（※可能な限り地域産材とする。） 1セット
- (2) 木製タイル 5㎡程度
- (3) 木製玩具（※5点までとする。）

(4) 森や木に関する書籍や絵本 10冊程度

- 2 資材の貸与期間は、みえ森林教育ステーションの認定期間とする。ただし、認定が取り消されたときは、速やかにみえ森林教育ステーション木製看板及び貸与物品を林業研究所に返却するものとする。

(施設管理者の責務)

第5条 施設管理者は、貸与された資材を適切に管理し、施設の運営を行うこと。

- 2 第3条第4項の規定により設置した資材の安全管理及び衛生管理は施設管理者の責務とし、事故やトラブル等の対応は、施設管理者において行うこと。
- 3 貸与された資材の補充や修繕が必要な場合は、施設管理者において行うこと。
- 4 施設管理者は、みえ森林教育ステーション認定要領第5条(4)に基づき、各年度の実施状況を所長に報告すること。

(変更の申請)

第6条 施設管理者は、実施計画書の記載内容に変更が生じた場合は、変更届出書(様式第6号)を所長に提出するものとする。

附則

この要領は、令和3年8月23日から施行する。

この要領は、令和5年4月3日から施行する。